

一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

6 前項の場合において、第一項第四号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第一百三十七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号に規定する一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄

一 次のイの数の口の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 株式の分割により株主が受ける当該振替株式の総数

口 株式の分割前の当該振替株式の発行総数

三 商法第二百十九条第一項の「一定の日」（同条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日及び当該「一定の日」）

四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号に規定する一定の日（商法第二百十九条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日）において、その備える振替口座簿中の第一項第三号に規定する一定の日における同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前条第五項及び第六項の規定は、振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定

によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第五項	第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の	次条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の
前条第六項	第三項に	次条第三項に
第一項第四号	第一項第四号	次条第一項第四号

（強制転換条項付株式である振替株式の転換に関する記載又は記録手続）

第一百三十八条 強制転換条項付株式（商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式をいう。以下この章において同じ。）である特定の銘柄の振替株式の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行

行者は、第一百六十五条第二項の一一定の日以後、遅滞なく、当該振替株式について、転換に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該転換によりその口座（顧客口座を除く。）において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式（当該転換により発行される振替株式を含む。）について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該転換によりその口座において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座

一 当該転換により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

三 当該転換により増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

四 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

五 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載

又は記録がされるべき振替株式の株主の氏名又は名称及び住所

六 前号に規定する場合には、減少の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ごとの数

七 第五号に規定する場合には、増加の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ごとの数

八 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第六号の株主ごとの数の減少

の記載又は記録

ハ 前項第三号の数についての増加の記載又は記録

二 ハの増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第七号の株主ごとの数の増加

並びに当該株主の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

二一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第二号及び第八号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録

イ 第三項第三号の数についての減少の記載又は記録

ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録

二一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第一号(イ)の項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

(強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換に関する記載又は記録手続)

第一百三十九条 強制転換条項付株式である特定の銘柄の振替株式の全部の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第四号の一一定の日の一週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該転換により発行される振替株式の銘柄
- 二 当該強制転換条項付株式である振替株式の銘柄
- 三 次のイの数の口の数に対する割合
  - イ 第一号の振替株式の総数
  - ロ 前号の振替株式の発行総数
- 四 商法第二百二十二条ノ九第五項の一一定の日
- 五 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）
- 六 第一号の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

2 第百四十二条第二項から第六項までの規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百四十二条第二項	同項第一号	第一百三十九条第一項第一号
第一百四十二条第三項	合併の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
第一百四十二条第三項第一号	同項第二号	第一百三十九条第一項第二号
第一百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第一百三十九条第一項第二号
第一百四十二条第三項第三号	割当比率	同項第三号の割合
第一百四十二条第三項第四号	第一項第二号	第一百三十九条第一項第二号
第一百四十二条第五項及び第六項	第一項第五号	第一百三十九条第一項第五号

第一百四十条 振替株式でない強制転換条項付株式の転換により振替株式が発行される場合については、第一百三十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百三十二条第一項第一号	一定の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
第一百三十二条第二項	一定の日以後	一定の日において第十三条第一項の同意を与えていないときは
株式	同項に規定する特定の種類の	当該転換により発行される株式
第一百三十二条第四項	第十三条第一項の同意	当該同意
前項の同意を与えた後	第一項第一号の一一定の日以後（前項に規定する場合には、当該同意を与えた後）	当該転換により発行される

2 第一百三十二条の規定は、前項において準用する第一百三十二条第二項本文の申出により開設された口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞ

れ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百三十三條第二項	特定の種類の株式が振替株式となる	第一百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換
第一百三十三條第三項	特定の種類の株式が振替株式となる前に	当該転換後に転換により発行された振替株式についての
	第一百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換前に	当該転換後に転換により発行された振替株式についての

第一百四十二条 強制転換条項付株式である振替株式の転換により振替株式でない株式が発行される場合（次項の場合を除く。）については、第一百三十四条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「商法第一百十二条第一項の決議後又は第一百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいづれか遅い時」とあるのは、「第一百六十一条第二項の一定の日」と読み替えるものとする。

2 強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換により振替株式でない株式が発行される場合については、第一百三十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一百三十五条第一項第一号	株式の消却に係る 強制転換条項付株式である
第一百三十五条第一項第二号	商法第二百二十二条第四項の一 定の日 商法第二百二十二条ノ九第五項の一 定の日
第一百三十五条第三項	第二号の一 定の日又は商法第 三百七十六条第一項及び第二 項の手続の終了の時のいすれ か遅い時

(合併等に関する記載又は記録手続)

第一百四十二条 合併により消滅する会社（以下この章において「消滅会社」という。）の株式が振替株式

である場合において、合併により設立される会社（以下この章において「新設会社」という。）若しくは合併後存続する会社（以下この章において「存続会社」という。）が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合においては、第二百二十条の規定は、適用しない。

- 一　当該消滅会社の振替株式の株主に対して当該合併に際して発行し、又は移転する振替株式の銘柄
- 二　当該消滅会社の振替株式の銘柄
- 三　次のイの数の口の数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ　第一号の振替株式の総数

ロ　前号の振替株式の発行総数

四　合併をする時期

五　第一号の振替株式の発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）

六 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

七 第一号の振替株式のうち当該発行に係るものとの総数その他主務省令で定める事項

2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該保有欄等に記載又は記録がされている第一項第一号の振替株式の数に割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替株式についての増加及び同項第六号に規定する事項の記載又は記録  
二 第一項第二号の振替株式の全部についての記載又は記録の抹消

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

- 5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。
- 6 前項の場合において、第一項第五号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。
- 7 第一項前段の存続会社が、合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社は、合併の日において、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合においては、第一百四十八条の規定にかかわらず、当該振替株式は、当該通知により次項において準用する第一百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた時にお

いて第一項前段の消滅会社の株主に移転したものとみなす。

8 第百三十四条第一項後段及び第二項から第六項まで（第三項第一号、第二号及び第四号並びに第四項第一号を除く。）の規定は、前項前段の抹消の通知について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「前項第一号の口座の同項第二号の規定により示された欄」とあるのは、「前項の発行者の口座の保有欄」と読み替えるものとする。

9 第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自「」の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び前項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自「」の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項第一号	会社 消滅会社	完全子会社となる会社	当該会社
第一項第二号	合併に際して	株式交換又は株式移転に際して	
第一項第四号	消滅会社	完全子会社となる会社	
第三項	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期	
第七項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日	
	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社	
	合併の日	株式交換の日	
	消滅会社	完全子会社となる会社	

10 第一項から第六項まで（第三項第二号を除く。）の規定は分割をする会社（以下この章において「分割会社」という。）の株式が振替株式である場合において、新設分割により設立される会社（以下この章において「設立会社」という。）若しくは吸収分割により営業を承継する会社（以下この章において

「承継会社」という。)が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び第八項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

		第一項	
		消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社	分割会社は、分割をする時期の二週間前までに、当該分割会社
第一項第一号	消滅会社	合併に際して	分割会社
第一項第二号	合併をする時期	新設分割又は吸収分割に際して	分割会社
第一項第四号			分割をする時期及び商法第三百七十四条ノ

七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一

定の日

第三項

合併の日

分割の日

振替口座簿中の

振替口座簿中の同項第四号の一一定の日における

第七項

存続会社

承継会社

合併の日

分割の日

消滅会社

分割会社


第一百四十三条 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその[有する自己]の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、その旨及び次に掲げる事項を、合併をする時期の一ヶ月前までに、当該消滅会社の株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知をしなければならな

い。

一 当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会社の株主（株主名簿に記載又は記録

のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第

#### 四項の通知をする旨

二 前号の株主又は質権者のために開設された当該発行又は当該移転に係る振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を合併の日までに当該消滅会社に通知すべき旨

三 次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 前項第一号の株主又は質権者が合併の日までに同項第二号の口座を同項の消滅会社に通知しなかつた場合には、同項の新設会社又は存続会社は、同項第三号の振替機関等に対し、当該株主又は当該質権者のために口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該存続会社が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 第一項の新設会社又は存続会社は、合併に際して発行する特定の種類の株式について合併の日までに第十三条第一項の同意を与えていない場合には、速やかに、当該同意を与えるなければならない。

- 4 前項の新設会社又は存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該新設会社又は存続会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 一 第一項第一号の株主に対して当該合併に際して発行する振替株式の銘柄
  - 二 第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称
  - 三 第一項の消滅会社が同項第一号の株主又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該存続会社が開設の申出をした既存特別口座）
  - 四 加入者との第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）
  - 五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者との質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主との数
  - 六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
  - 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
  - 八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項